

清和大学における研究倫理教育の実施に関する要項

平成 30 年 9 月 13 日

最高管理責任者決定

(目的)

第1条 この要項は、清和大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程第 5 条第 3 項第 1 号および第 2 号の規定に基づき、研究倫理教育の実施に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要項における「特任教員」の定義は、学校法人君津学園特任等教職員就業規則による。

(受講対象者)

第3条 清和大学における研究倫理教育の受講対象者は、以下の者とし、これらの者は研究倫理教育を受講しなければならない。

- (1) 大学専任教員
- (2) 大学非常勤教員
- (3) 特任教員のうち業務に研究を含む者
- (4) 大学に属する以下の研究費の申請を行う者、または配分を受ける者(研究補助者等、日当または時間給の交付を受ける者を含む)
 - ① 科学研究費助成事業等の公的研究費
 - ② 清和大学共同研究費
 - ③ 清和大学個人研究費
 - ④ その他
- (5) 統括管理責任者が必要と認める者

(研究倫理教育の内容等)

第4条 研究倫理教育の内容は、研究者等に求められる倫理規範を十分に修得させるものであり、かつ、研究分野によらない共通のものとし、科学の健全な発展に資するものであることを目標とする。

2 教材、受講方法等は随時、統括管理責任者が定めるものとし、受講対象者は、毎年度これを受講するものとする。

3 受講対象者のうち、過去 3 年度以内に、大学その他研究機関等、他の組織が実施した研究倫理教育を受講し、当該組織の発行する修了証を統括管理責任者に提出する場合には、受講を完了したとみなす。

4 正当な理由なく、研究倫理教育を受講しない受講対象者には競争的資金等の申請・使用を認めない。また、学内予算においても教育研究経費の一切の配分を行わ

ない。受講期間が年度の途中であって、学内予算の配分が完了している場合には、その執行を停止する。

5 年度途中で採用され、当該年度の受講機会を逸した者については、統括管理責任者が別途必要な期間内に受講機会を設けるものとする。

(学生への研究倫理教育)

第5条 学生への研究倫理教育について必要な事項は別に定める。

2 学生は修業年限中に研究倫理教育を受講するものとし、学生への研究倫理教育の受講管理は、当該学生の担任が責任を負うものとする。

(雑則)

第6条 この要項に定めるものの他、研究倫理教育の実施に関して必要な事項は、防止計画推進部署の議を経て、最高管理責任者が定める。

附則

この要項は、平成30年10月1日から施行する。